

保育者によるカウンセリング・マインドを生かした保護者支援

—保育現場における臨床心理的援助—

The parents support by nursery teacher counseling mind
— Clinical psychological assistance in the nursery field —

小沼 豊
小田原短期大学

Yutaka KONUMA
Odawara Junior College

山口 豊一
跡見学園女子大学
文学部臨床心理学科

Toyokazu YAMAGUCHI
Faculty of Letters, Atomi University

要 約

子どもの行動や障害そして保護者に関するものなど、保育者における保護者支援の重要性が高まってきている。保育所における保護者支援について、『保育所保育指針』「第6章」では「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は特に重要である」と記述されている。また、幼稚園教諭の養成課程でも「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）に関する科目」が必須となっている（幼稚園教育要領，2011）。しかしながら、その技法に関してどのように展開していけばいいのかがまだ、保育現場では体系化されていないという課題がある。

そこで本研究では、保育現場における「保護者支援」とはどのようなものを意図しているのかということについて、『保育所保育指針』の記述から整理を行うことと、保育者が展開する保護者支援に関して、カウンセリング技術・マインドに焦点をあてて検討を行った。まず『保育所保育指針』における記述の中では、保護者支援はカウンセリングの技法を用いて支援することが明記されているながらも、具体的な技法に関しては不明瞭であることが確認できた。次に、カウンセリング技術とマインドをカール・ロジャーズ（Rogers, C.R. 1902-1987）の理論から整理し、実際の保護者支援の2事例から検討を行った。その結果、カウンセラーの基本的態度とされる「無条件の肯定的受容」、「共感的な理解」、「純粋性・自己一致」を心がけて実践することによって、保護者支援が有効に機能していくことが示唆された。そしてまた、保護者支援は、保育者と保護者の信頼関係（ラポール）の構築において効果が現れてくる。だからこそ、保護者の抱えている問題や課題を支援するために、保育者がカウンセリング技術とそのマインドを身につけることが期待されている。

【Key Word】 保護者支援， カウンセリング・マインド， クライアント中心主義療法， 教育相談

I. 問題と目的

I-1 保護者の子育てに関する不安

保育現場では、保護者の子育て支援が大切になってきている。子育て支援の必要性について、小沼・山口（2015）は「家庭的保育」の観点から指摘している。核家族化や人間関係の希薄化によって、地域社会の子育て力が低下し、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は厳しいものがあると言える。厳しい社会状況の中で、保護者は子育ての悩みや不安を抱えることになる。例えば、大豆生田・太田・森上（2014）によると、保護者の子育ての悩みや不安としては、子どもの行動や障害等に関連するもの、母親自身に関する要因、父親に関する要因及び社会的な要因があげられる。そして、これらが複雑に組み合わせられ、悩みをより深刻化させていくことが指摘され（大豆生田・太田・森上，2014）、子育て支援に関わる専門職である保育士（以下、幼稚園教諭の意味を含めて「保育者」とする）が支援にあたることになる（資料p.62参照）。すなわち、児童福祉法第18条の4においても、「保育士とは、第18条1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と明記されている。この条文をみても、子どもへの保育はもちろんのこと、保護者への支援に関しても要求されていると言える。保護者の子育て不安のSOSのサインを的確に捉え、いかに支援していけるかが重要になる。

I-2 保護者支援の技術と重要性—保育者のカウンセリング・マインドの視点— 保護者の不安や悩みに寄り添い、一緒に

問題や課題を共有し検討できる能力を構築していく必要がある。例えば、幼稚園教諭の免許を取得するためには、「幼児理解の理論及び方法に関する科目、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）に関する科目」が必須となっている（幼稚園教育要領，2011）。これは保育者自身が、カウンセリング技術とそのマインドを身につけることで、子ども理解や保護者支援に生かすものである。保育現場におけるカウンセリングに関して、橋本・扇田・多田・藤井・西村（2005）は、保育への支援を行う業務をになっている「子育て支援センター」職員への調査で、必要と思われる研修として「カウンセリングの技術」が高い割合を示していた。そして、カウンセリング技術に関連するであろう先行研究をみても、教育相談の一部であるコンサルテーションの概念をもとにした、子ども理解に関する研究（秋田・無藤・安見・藤岡，1995）、や保育カンファレンスを行った保護者支援・子ども理解についての事例研究（田中・榊田・吉岡，1996）がある。保育におけるカウンセリング技術やマインドは、子ども理解や保護者支援のために有用であると言える。しかしながら、石川・井上・会沢（2005）は、保育者に対するカウンセリングの技術の研修機会や現場で必要とされる内容等の研究はまだ少ないと述べている。有用性が指摘されている中で、その技術の伝達や内容の検討に課題があると言える。つまり、保護者支援に対するカウンセリング技術の展開とその技術に影響を与えるマインドについて、保育現場の実際から検討していく必要があろう。

I-3 保育所における保育指導—保護者

支援の視点一

子どもへの保育・保護者支援を展開していく保育所に関して、『保育所保育指針』（厚生労働省、2008）の「第1章総則」によると、保育所は「保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る」、「専門性を有する職員が、家庭と密接な連携の下に、養護及び教育を一体的に行う」、「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う」、「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」と明記されている。すなわち、それぞれの家庭環境に配慮しながら、子育てを保護者と連携していくことが保育所には求められている。そしてまた保育指導に関して、柏女・橋本(2008)は「子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と定義している。つまり保育所は、子どもの養育上の問題や課題に対して、保護者の気持ちに寄り添い援助サービスを提供していく施設であると言える。

保育所における保護者支援について、『保育所保育指針』「第6章」では「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は特に重要である」と記述されている。この記述は、2008年（平成20年）

の保育所保育指針の中で「保護者に対する支援」として初めて、保育所に入所している子どもの保護者への支援の取り組みが重要な責務として位置づけられ、その原則が示されたという経緯がある。保護者支援に関しては、新しい支援の視点であると言える。新たな保育者の保護者に対する支援業務について、牧野（2012）によると、「保護者支援はまだ十分な整理や体系化がなされていない現状がある。そして、保護者の支援をどのように捉え、どのように行えばよいのかという方法論について、いまだ議論の途上にあるとあっていい」と指摘されており、支援の実際を検討する必要がある。

I-4 本研究の目的

本研究では、保育者が行うカウンセリングの展開に関して、保護者支援の実際から検討していく。そのためにはまず、『保育所保育指針』「第6章」で明記している保護者支援に関して深く捉えていくことが必要であろう。なぜなら、保護者支援に際して『保育所保育指針』から捉えることは重要であり、そこから、保育者に求められている支援と保育現場の実際を検討することを可能にすると考えからである。次に、カウンセリング技術やマインドについて、カール・ロジャーズ（Rogers, C.R. 1902-1987）の理論から整理していく。保育者によるカウンセリングは、子どもの最善の利益や保護者支援において有効であると考えられるからである。最後に、保護者支援の事例を読み解き、保育者によるカウンセリング機能について検討することを目的とする。

Ⅱ.『保育所保育指針』からみる保護者支援

『保育所保育指針』「第6章」では、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は特に重要である」と、保護者支援の必要を記している。この「第6章」には、「保育所における保護者に対する支援の基本」「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」「地域における子育て支援」が記してある。保育所の保護者支援の対象は、地域における子育て家庭と保育所に入所している家庭の2つである。

保育所における保護者支援について、『保育所保育指針解説書』を見ると、(イ)「保育所における保護者に対する支援の基本」と(ロ)「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」の2点から捉えることができる。入所している子どもの保護者に対する支援は、「保育所は本来業務としてその中心的な機能を果たす」ものであり、もう一方の、保育所を利用していない子育て家庭を含めた地域における子どもの保護者に対する支援は、「本来業務に支障のない範囲において、その社会的役割を十分自覚し、他の関係機関、サービスと連携しながら、保育所の機能や特性を生かした支援を行う」としている。日々の保育所内における業務は、多忙であり更に保育現場の状況から考えても、保育者に求められるものは大きいと言える。

(イ)「保育所における保護者に対する支援の基本」に関しては、①子どもの最善の利益を考慮する、②保護者との共感から、保護者が子育ての意欲や自信をふくらませ

るようにする、③保育所の特性を生かした支援を行う、④保護者と子どもとの安定した関係や保護者の養育力向上への寄与をする、⑤ソーシャルワークの原理、知識、技術等への理解を深めた上での相談・助言におけるソーシャルワークの機能を果たす、⑥プライバシーの保護及び秘密保持をする、⑦地域の関係機関等との連携・協力をする、という7項目がある(『保育所保育指針解説書』)。保護者支援の基本は、子どもの最善の利益の追求と共に保護者支援である。

(ロ)「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」に関しては、①子どもの保育と密接に関連した保護者支援、②保護者との相互理解、③保護者の仕事と子育ての両立等への支援、④障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援、⑤保護者に対する個別支援、⑥保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援、という6項目がある(『保育所保育指針解説書』)。そして上記の①では、保護者に対する支援の内容や方法が示されており、連絡ノートや送迎時の対話、園内の掲示など、日々のコミュニケーションに関すること、保護者の参加行事に関すること、保護者の自主的活動の支援に関すること、相談・助言に関すること、②では、伝達と説明の努力、信頼関係の構築、③では、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスに関して、延長保育や夜間保育、休日保育、病児・病後児保育の提供、④では、関係機関との連携を密にした上での、子どもや保育者に対する配慮と援助等、⑤では、育児不安等が見られる保護者に対して、保育指導、個別支援の知識・技術の必要性、

保育所における個別支援等，⑥では，関係機関との連携の上で，子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが，虐待予防や養育の改善につながることである。このように，保育所における保護者支援は，（イ）「保育所における保護者に対する支援の基本」と（ロ）「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」の2点から見る事ができ，保育現場においていかにして保護者支援を展開していくかが鍵になる。

Ⅲ. カウンセリング・マインドの視点

① カウンセリング・マインドと教育相談

カウンセリング・マインドは，カウンセリングにおける態度，考え，心構えである。保育者はカウンセラーではないが，保育士免許の必須科目である「教育相談」の中でカウンセリング技法の把握が予定されており，保護者支援の展開の際に重要な要因であると言える。教育相談（Educational Counseling）とは「一人ひとりの子どもの教育上の諸問題について，本人またはその親などに助言，指導，カウンセリングを行うこと。」（澤田・吉田・下坂，2015）である。すなわち，保育現場に関連したカウンセリングと言える。カウンセリングは，精神分析・行動療法・クライアント（来談者）中心療法の3つに大別できる。この中のクライアント中心主義療法は，カール・ロジャースによって理論化され，実現傾向^(註1)に基づく自己理論に支えられている。そして，クライアント中心主義療法は，クライアント自身が問題を解決する可能性に大きな信頼をおいている点に特徴がある。療法の変遷をみても，非指示的療法

（non-directive therapy）→クライアント中心主義療法（client-centered therapy）→体験過程療法（experiential psychotherapy）→パーソン・センタード・アプローチ（person-centered approach）と，クライアント自身の力を引き出そうという考え方で一貫している。つまり，クライアントの自己解決能力や意思を中心にして尊重する技法であり，「子どもの最善の利益」における保護者支援を検討する際に効果的であると言える。そこで，カウンセラーとしての役割を担う保育者の基本的態度について見ていく。なおロジャースは，援助する者をカウンセラーと表し，被援助者をクライアントと表記していることから，保育現場では，援助する者を保育者，被援助者を保護者および子どもとして置き換えて見ていくことにする。

② 保育者の保護者支援における基本的態度

ロジャースは，カウンセリングにおける基本的態度に関して「無条件の肯定的受容，共感的な理解，純粋性・自己一致」の3つを指摘している（Rogers, 1957, 1986）。そして，カウンセリングが上手く機能するためには，この基本的態度を通して築かれる保育者と保護者の信頼関係であるラポール（Rapport）が重要となる。

（1）無条件の肯定的受容（unconditional positive regards）

無条件の受容とは，「条件つきでなく相手の全人格をありのままに肯定・受容する。自分や社会の価値観を押し付ける事なく，相手の自由な主体性を尊重し，否定する事なく相手の存在をそのものを無条件に受け入れる態度である」（Rogers, 1957, 1986）。そして，菅野（2006）によれば，

「相手のパースペクティブを自分の中に組み込む作業」であり、「思惑、事情、立場、願望などを含むより広い概念」で、「いかに相手の立場に立つか、相手の側に立つか、相手の立場に立ってものを考えるかと云う事である」と述べている。カウンセラー（保育者）が無条件にクライアント（保護者）の感情、考え、行動を受容することである。

（2）共感的な理解（empathic understanding）

共感的な理解とは、「クライアントの私的な世界を、あたかも自分自身のものであるかのように感じとり、しかもこのくあたかも～のように(as if) >という性格を失わないでいること-これが共感（empathic）である」（Rogers, 1957）。すなわち、クライアント（保護者）が不安や心配を感じているのであれば、カウンセラー（保育者）はそれを自分の感覚であるかのように捉えながらも、不安や心配に巻き込まれないような態度である。

（3）純粋性・自己一致（genuineness・congruence）

純粋性・自己一致とは、「聴き手自身の内に流れる感情や思考・価値観と云った即自的な経験に対して率直な態度。聴き手が自分自身に対して嘘偽りがなく、裏表のない態度である」（Rogers, 1957）。すなわち、カウンセラー（保育者）は自分自身が感じたことと表現とが一致し、感じたままにクライアント（保護者）に伝えることである。

このように3つの基本的態度が保護者支援を行う保育者には重要であり、保育者が如何に意識して実践できるかが鍵になる。すなわち、保護者支援に際してカウンセリ

ングの基本的態度であるカウンセリング・マインドの有用性を精緻化していく必要がある。そこで、保育現場における保護者支援を事例を通して検討していくことにする。

③倫理的配慮

検討する事例については、第1筆者がこれまでに関わった保育現場での事例の内容について再構築したものである。なお、研究に際し個人情報に配慮すること、そのため内容を変更することがあること、研究以外の目的には使用しないことを保護者に伝えた了承を得た。

Ⅳ. 事例にみる保育者による保護者支援

①家族の役割に着目した支援

【概要】

男児A（2歳9か月）と男児B（0歳8か月）の兄弟である。A児は2歳児クラス、B児は0歳児クラスに所属していた。A児は0歳児から保育所に入所し、その時から両親はフルタイム勤務で就労しているという状況であった。A児はおだやかな性格で、保育者にもすぐ慣れ保育所の生活に馴染んで、順調な発育が見られていた。しかし、母親の妊娠が分かった頃から、他児とのトラブル（おもちゃの取り合いで物を投げる、友達を叩く、噛みつく）が増え、言葉よりも先に自分の上手くいかない気持ちを他児にぶつける行動が見られるようになった。A児の行動に対して、保護者は自身の体調面や育児不安から、上手く向き合えない状況であった。そのような状況に保育者が「無条件の肯定的受容、共感的な理解、純粋性・自己一致」を通して、子ども理解と保護者支援に努めた事例である。

1・保育者の対応<無条件の肯定的受容>

保育者は、まずA児の気持ちに寄り添いながら、思いを言葉で表す方法や大切さ、他児にしていること・いけないことを丁寧伝えた。母親には、A児を迎えに来た時点で、他児とのトラブル（嘔んでしまう等）を話したが、いつも「すみません」「申し訳ありません」と言いつつ、保育園から急いでA児を連れて帰宅していた。父親が保育園の送迎をすることはほとんどなく、次第にお腹が大きくなる母親は、体調が悪いのか顔色もさえず、辛そうな様子であった。そこで、トラブルが起きた時には、保育者から母親に対してお詫びと共になぜA児が他児を叩いたり嘔んだりしたのかということ、A児の気持ちを推察しながら丁寧に伝えるようにした。そしてまた、保育者は母親に家庭でA児はどのように過ごしているか、母親の体調はどうか等も尋ね、A児のことはもちろん、家族のことも大切であり心配しているということも分かってもらえるように傾聴し保護者に寄り添った。

2・保護者の思い<共感的な理解>

保育者の傾聴の約1週間後に、母親から「相談したいことがある」という申し出があった。そこで、担任保育者は面談の時間を1時間以上取り、ゆっくり話し合う機会を設定した。面談において保護者からは「この前は（約1週間前）、一生懸命になってくれて、話を聴いてくれてありがとうございました。そのこともあり、少しお話を聴いてもらってアドバイスをもらえればと思っています。」と語られたことから、保護者との信頼関係（ラポール）が構

築できていた。そして保護者からは「いつも仕事、家事、育児に追われていてA児と丁寧に関わっていないんです。それに、夫は仕事が忙しく家事と育児の全てを自分（母親）がしなければならず大変で……。もうすぐ下の子どもが生まれることを想像すると、今以上に大変になるのではと心配になり、夜疲れていてもよく眠れないです。」と現状の困難について語りがなされた。その保護者の現状に対する困り感の告白に、保育者は共感的に理解することに努めた。そこで保育者は保護者に対して、まずそのような状況下においても一生懸命にしっかりと育児や子育てをしてきたというメッセージを伝え、苦労をねぎらった。そして、A児の明るい性格や遊びにじっくり取り組む姿や音楽がかかるとすぐに身体をゆらして楽しそうに踊る様子といった、保育所でみられるA児のよい面を知らせた。そしてまた、保護者と一緒に問題を考えていきたいということも伝え、情報の交換を密にしていくことが了承された。

3・保育者の見立て<純粋性・自己一致>

保育者は、日々のA児の様子を観察を行った。保育園においても、援助会議を開催し他の保育者からの情報を収集し、A児のアセスメントを行った。そのアセスメントの上で、担任保育者は、保護者に対して、母親の不安や心配がA児に移り、不安定になっている様子を細かく素直に伝えることができた。そして、その不安や心配が他児とのトラブルを誘発している可能性が高いと見立て、A児の思いを受け止めてあげるような関わり方の助言をした。すなわち、1日に10分でも20分でもよいのでA児

と母親（出来たら父親とも）と、ゆっくり関われるような時間を設け、楽しい時間を一緒に共有する体験を積んでいくこと、そしてその際に、絵本を一緒に読んでみる、お風呂で手遊びをする、くすぐりっこ等のスキンシップをするといったことを具体的に提案を行った。また、家族が増えれば、これまでとは違った家族の協力が必要であり、保育園も更に支援をしていきたい旨を伝えた。

4・子ども・保護者の変容

母親は産前休暇に入り、弟のB児が無事誕生した。A児は、弟が生まれたことが嬉しい様子で、「赤ちゃんが（病院から帰って）きた」「ずっと、ねんねしてる」「ミルク飲むよ」等嬉しそうに保育者に話すようになった。母親においても、時間と気持ちの余裕が出てきた様子であった。B児も保育園0歳児クラスに入り通園が始まった。A児の保育園での様子は、言葉での表現も増え他児とトラブルが発生しても、どうしたらよいか自分なりに考えて相手に伝えられるようになった。A児は未だおむつが必要で、保育園に来る時も帰る時も荷物がいっぱいだったが、この頃より父親も週に1～2度、迎えに来るように変化していた。そしてまた、A児やB児が急に具合が悪くなり、通常より早く迎えに来なくてはならない際も、父親が迎えに来て、そのまま小児科に連れていくこともあった。

その後A児は、赤ちゃん返りの状態がしばらく続き、保育者に給食を食べさせてもらうことや、着替えの際に援助を要求したり、抱っこをせがんだりとしていた。保育者は弟が生まれ家庭でお兄ちゃん役を頑張っている分だけ、保育園では甘えたいのだ

と、A児の気持ちを理解し、出来る限りA児の願いに寄り添うようにした。そうすることで、次第に、何でも自分でやってみようとする活発な元のA児に戻っていった。母親の様子も依然よりはるかに顔色が良くなり、表情もイキイキして、笑顔がみられるようになった。保育者が「最近、どんな調子ですか？」と声掛けすると「以前は、私一人で全てをやらなくていけないと気が張っていたんです。でも、今は夫がいろいろやってくれるようになったし、何より我が子がかわいいなあと思えるようになりました。」と話した。

②親になることに着目した支援一発達障害の弟を通して一

【概要】

男児C（5歳6か月）は、男児D（4歳11か月）と2人兄弟である。C児とD児は、同じ年長5歳児クラスに在籍していた。D児には心身の発達の遅れがみられることから、母親はD児の療育の為にC児を0歳児の時から保育園に入園させていた。D児は年中クラス4歳から幼稚園に入園したが、C児については、年長進級時に保育園から幼稚園に転園した。4月当初は、幼稚園の年長クラスで生活にすでに1年以上馴染んでいるD児と、保育園の生活と幼稚園の生活の違いに戸惑うC児の様子がみられた。C児は徐々に幼稚園や保育者にも慣れ始め、仲良しの友達が出来て、元気に幼稚園に通うようになった。2学期になり、10月中旬に行われる“運動会”に向けて、年長組は子ども達と相談してリレーを行うことに決定した。運動が得意で走るのが速いC児は、張り切ってリレーの練習に取り組ん

でいた。しかしながら、運動会の練習の時期から、C児の発する言葉や行動に心配が見られるようになり、保護者と協力しながら問題解決に向けて支援した事例である。

1・子どもの様子

運動会本番が間近になり、保育者はリレーのチームで走る順番をクラスの子とも達と話し合った。その時、C児が周囲の他児に対して「D児と一緒にリレーで走るの嫌だな」と言っている姿があった。D児は身体的にも知的にも発達の遅れがあるので、決して早く走れるわけではないし、リレーのチームで競う楽しさを十分理解できるわけでもなかった。しかし、生まれてからいつも生活を共にしているC児は、D児の育ちを理解して受け入れているとばかり思っていた保育者はこのC児の発言に心配していた。そしてまた、他児に対しても、「おもちゃを素直に貸してあげられない」「遊具の順番が守れない」などといったトラブルも見られ始めたことから、家庭での2人の様子を保護者に尋ねた。

2・保護者の思い<無条件の肯定的受容>・<共感的な理解>

保護者は、育児ではD児の療育にかなりの時間のウェイトを掛けているのだが、最近D児の個性が顕著になり、自分でも上手く関われないときがあると語ってくれた。自閉的な傾向があるために、こだわりが強く出るのは理解しているのだけど、一度こだわりが出てしまうと中々動けなくなってしまうことがあり、困っているということが語られた。また、リレーでD児の発達の遅れが、他児に迷惑でないかと心配していることも話してくれた。そして、C児に関しては、0歳から保育園に通いしっかりし

ていて、自分（母親）の手を煩わすことはなかった。なので、最近の幼稚園での様子を聞いて少し心配になっている。何が原因なのか分からないということが語られた。保護者との数回の面談によって、信頼関係（ラポール）が構築できたと言える。保育者は、保護者の想いに「無条件の肯定的受容」と「共感的な理解」を心がけ、保護者の見立てや想いに否定することなく、受容し理解を繰り返していった。子どもの見立てについては、保護者の語ってくれた情報をもとに、幼稚園で学年主任とともに検討を行った。

3・保育者の見立て<純粋性・自己一致>

①保育者によるアセスメント

保護者の話を傾聴した保育者は、C児はもしかしたら家庭で長男として精一杯頑張っており、D児の発達障害の訓練に忙しい母親に心配かけないようにしていたのではないかと推測した。そこで、保護者に対して精一杯頑張ったC児の気持ちを受け止めてあげ、しっかりと甘えさせてあげるように助言をした。すなわち、C児とだけ過ごす時間を持ち、C児のやりたいことに出来る限り付き合っただけあげる。C児は走ることや球技が得意なことから、体を動かすようなものが良いのではという提案を行った。なお、D児の発達障害への関わりについては、心配になってきているD児のこだわりの場面を具体的に聞き取りを行なった。その上で、巡回発達相談員との検討をもとにして働きかけを実施していった。また、保

護者にも巡回発達相談員の来園日を伝えて気軽に相談してほしい旨や、幼稚園でもC児に気をつけて見守っていくことを伝えた。

②子どもの様子から保護者支援を再考する

保育者は、運動会の練習を行っている時に保護者に参観に来てもらうようお願いした。保護者は、C児がリレーの練習に真剣に取り組む姿や、発達に遅れはあるものの精一杯走り仲良しの子どもに楽しそうにバトンを渡すD児の姿を目の当たりにした。そして、保護者から、後日担任に話したいことがあると連絡が入った。保護者は、「運動会の練習を見て、我が子2人がそれぞれのペースで取り組んでいるのがよく分かった。特にC児は幼稚園に入園してまだ1年たっていないのに友達も大勢出来て元気いっぱい競技の練習をしている様子が見れて良かった」と語った。保育者は、保護者との一对一の時間を共有できたことで、心の緊張が少しほぐれ、良い方向に進んでいるのではないかと、母親のC児の関わりをねぎらった。そして保育者はA児について、元々しっかりしているので気持ちが満足して安定していけば、さらにC児の力が発揮されるのではないかと話した。

4・子ども・保護者の変容

保護者は「今まで忙しさにかまけて、C児の気持ちに気付けなかった。引き続き、1日5分でもC児と二人きりの時間を作りたい。C児とスポーツを一緒にしたり、お風呂上りの時にA児の髪も拭いたりします。」と語った。そしてまた、D児に関しても、「心配していたこだわりについて、理解することができるようになってきた」

と語ってくれた。

運動会当日では、C児はD児と一緒にチームで走り、生き生きとしていた。D児も含めて相手チームに勝つための作戦を立てたり、準備練習を繰り返したりするC児の姿がみられた。そして、母親だけでなく父親も応援に来てくれ、リレーだけでなく他の競技にもC児・D児へ大きな声援を送り、親子競技ではC児は母親とD児は父親と一緒にリズムに合わせて楽しそうに踊る様子が確認できた。

考察

事例①では、保護者の妊娠による子育て不安や心配が、C児に移り保育園でのトラブルが顕在化していた。保育者はA児の様子を伝えながらその原因を検討し、母親の不安や心配の理解を深めていった。保護者支援の過程の中で、ゆっくりと面談する機会を得ながら保護者との信頼関係（ラポール）が構築できていったことが、その後の支援を上手く機能させる要因になったと言えるだろう。保護者は、保育者から子ども理解や子どもの育ちを支える支援方法について助言を得たことによって、安心感を抱くことができたと言えよう。これは、保護者の不安や心配に対して「無条件の肯定的受容」や「共感的な理解」を実践できたことにある。そして、問題に対しての見立てや支援方法を素直に伝えるという「純粹性・自己一致」に繋がり、効果的な保護者支援を展開できたと言える。支援によって、父親の育児参加や家庭の教育力を引き出し、A児も安定した気持ちを取り戻すことができた。保護者が安心して相談できる雰囲気作りや、保護者と共に子どもの成長

を支援していく姿勢を常に持ち続けることで、保護者も子育ての課題に気づき、自ら“親”として自分を成長させることが出来るのである。

事例②では、発達障害児を弟にもつC児について、それまで見られなかったD児に対する言葉かけや他児とのトラブルが顕在化していた。保育者は、家庭では発達障害の弟に両親の気持ちが殆ど向いている状況について、C児なりに理解し、母親に心配をかけないようにしているのではないかという観点から、支援を検討していった。保護者支援の過程の中で、保護者の発達障害児を抱えている状況に寄り添いながらも、C児の顕在化してきた問題に対して、「無条件の肯定的受容」や「共感的な理解」を実践できたと言える。そしてそのことが、保護者との信頼関係（ラポール）の構築に繋がっていった。信頼構築がなされた後は、C児やD児に対しての支援について、的確にやり取りすることを可能にした。保育者による見立てや支援方法を素直に伝え、保護者にその成果を教えてもらいたいという言葉かけに繋がった。すなわち、保育者の「純粹性・自己一致」が上手く機能したと言える。幼稚園での運動界で元気に過ごしているC児やD児の姿を見て、保護者は安心感を満足させ、子どもたちの新たな側面の気づきを促す結果になったと言えよう。保育者には、子どもの育ちを支援するだけでなく、子育ての課題等に保護者自身が気付いてより望ましい“親になる”ための支援を担う役割があるだろう。『保育所保育指針』「第6章」において「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支

援の役割は特に重要なものである」と述べられているように、的確に支援していくことが求められている。検討した2事例に関しては、保育者の「無条件の肯定的受容」や「共感的な理解」そして「純粹性・自己一致」を通した、保護者支援が上手く機能した事例と言える。

V. 総合考察

本研究では、保育現場における「保護者支援」とはどのようなものを意図しているのかということについて、『保育所保育指針』の記述から整理を行うことと、保育者が展開する保護者支援に関して、カウンセリング技術やマインドに焦点をあてて検討していくことにあった。その結果、まず『保育所保育指針』における記述の中では、保護者支援はカウンセリングの技法を用いて支援することが明記されていた。しかしながら、その技法に関してどのように展開していけばいいのかがまだ、保育現場では体系化されていないという課題があった。次に、実際の保育現場における保護者支援に関しては、ロジャースの「クライアント中心主義療法」が有効であった。その中でもカウンセラーの基本的態度とされる「無条件の肯定的受容」、「共感的な理解」、「純粹性・自己一致」を心がけて実践することによって、保護者支援が有効に機能していくことが示唆された。

保護者支援は、保育者と保護者の信頼関係（ラポール）の構築において効果が現れてくる。しかし、保護者支援に欠かせないカウンセリングの技術（教育相談の力量）の不足による失敗も指摘できる。専門知識・技量の不足の結果、保護者の状況を見

誤り、問題を悪化させることもある。保護者支援の過程で、問題や課題が明らかになるにつれて、対処が難しいという場合には、一人で抱え込むことなく、適切な専門機関へと繋げて「連携」していくことが有効である（小沼・山口，2014）

保護者支援はまず、子どもの「心の安全基地」として機能するように努めるべきである。保育者との信頼関係（ラポール）が構築すると、保護者は自分の味方を得ることになる。保護者は、理解者の存在に勇気づけられ問題解決に正対していく力が湧いてくる。すなわち、守られ、受け入れられ、認められることによって、安心して解決に向けて動いていくことができる。次に、カタルシス（精神浄化）効果^(注2)を挙げることが出来る。保護者が誰にも伝えられなかった苦しみや悩みを、打ち明けることが出来たときに、気持ちは落ち着き安定感を取り戻していくことができる。だからこそ、保護者の抱えている不安や悩みを的確に捉え、支援していくために、保育者自身が、カウンセリング技術とそのマインドを身につけることが期待され、的確に実践していくことが求められている。

（注）

（1）『実現傾向』とは、人間にはあるがままの自然な傾向として『適応・回復・成長』へと向かう性質があるとするもので、クライアントの潜在的な回復の可能性を信じるという基本姿勢を導く。実現傾向は、「成長」「自律」「独立」へ向かう人が生まれながらに有した能力であり、自らを維持し発展させて行こうとするよくなるための力と言える。こうした

実現傾向を妨げる要因は、後天的な自己防衛（防衛機制）である。自己防衛は実際の経験と自己概念が一致しないことが原因で起こると考える。そして、実現傾向を妨げる「経験と自己概念の不一致」を説明する前に、『自己概念』とは、「自分は臆病者だ」「俺は短気でキレやすい」「私はカワイイ」といった自分が自分にどんなイメージをもっているか、また自分で自分をどう評価しているかといった自己に対するイメージである。来談者中心療法では、自己概念が人間の行動を規定し、自己概念が変わることで自ずと行動も変化すると考える。そしてまた、経験と自己概念との間にズレがある（一致しない）と実現傾向を妨げる。逆に自己概念と経験が一致した状態を「自己一致」と言う。自己一致とは、感情と行動に矛盾がなく、あるがままの自分と思い込みの自分（自己概念）とが一致していることであり、来談者中心療法では、「自己一致」した自己概念を持つことが最も望ましいと考える。自己不一致は、感情と行動が一致していない（自分は正直者だと思いつつ嘘をよくつく。いじめを受けていながらどんな時も笑顔（ひきつった）を浮かべているなど）といったことを指す。

（2）カタルシス効果（catharsis effect）とは、徹底的な傾聴によって、不安・緊張・悲しみ・恐怖・抑うつ・怒り・憎しみ・焦燥感といったマイナスの感情を受け止めてもらえることで生じる内的世界の浄化の効果である。心の奥深くに抑圧して押し殺していた様々な激しい感情を、言語や態度として素直に外部に吐き

出す事で、気分の安定や爽快感、リラックス感を得られる。

引用文献

- 秋田喜代美・無藤 隆・安見克夫・藤岡真貴子 (1995). コンサルテーションによる保育環境の構成 保育学研究, 第33巻第2号, 70-77.
- 橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真実 (2005). 「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題」保育学研究, 43(1), 76-89.
- 石川洋子・井上清子・会沢信彦 (2005). 子育て支援とカウンセリング(1) - 保育者のカウンセリングに対するニーズを中心に - 文教大学教育学部教育学部紀要, 39, 51-62.
- 柏女霊峰・橋本真紀 (2008). 『保育者の保護者支援-保育指導の原理と技術』, フレーベル館.
- 小沼 豊・山口豊一 (2014). 行政機関の援助サービスにおける「連携」について: 子どもの権利条約を通じて 跡見学園女子大学文学部紀要, 49, 31-46.
- 小沼 豊・山口豊一 (2015). 子どもの保育サービスを受ける権利に関する一考察: 「家庭的保育」に着目して 跡見学園女子大学文学部臨床心理学科紀要, 3, 69-81.
- 厚生労働省 (2008). 『保育所保育指針解説書』フレーベル館.
- 牧野桂一 (2012). 保育現場における子育て

相談と保護者支援のあり方 筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要, 7, 179-191.

- 文部科学省 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則 (教員免許課程認定関係条文抜粋) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1268593.htm (平成27年8月15日)
- 大豆生田啓友・太田光洋・森上史朗 (2014). 少子化と家族『よくわかる子育て支援・家庭支援論』, ミネルヴァ書房, p72.
- Rogers, C.R. (1957). The necessary and sufficient conditions of therapeutic change. *J. of Consulting Psychology*, 95-103.
- Rogers, C. (1986). Reflection of feelings and transference. *Person - Centered Review*, 1(4), 375-377. (伊藤博・村山正治監訳 2001 『ロジャーズ選集』, 誠信書房)
- 澤田瑞也・吉田圭吾・下坂 剛 (2015). 『教育相談』, 近畿大学豊岡短期大学通信教育部, p1.
- 菅野泰蔵 (2006). 『カウンセリング方法序説』, 日本評論社.
- 田中三保子・榊田正子・吉岡晶子・伊集院理子・上坂元絵理・高橋陽子・尾形節子・田中都慈子・田代和美 (1996). 「保育カンファレンスの検討 第1部, 第2部」保育学研究, 34(1), 29-42.

資料 幼稚園および保育所の法令上の違い

	事項	幼稚園	保育所
1	管轄	文部科学省	厚生労働省
2	根拠法令	学校教育法（第1条、第77条）	児童福祉法（第7条、第39条）
3	目的	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助言すること」（学校教育法第77条）	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児の保育をすること」（児童福祉法第39条）
4	対象	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学校教育法第80条）	保育に欠ける乳児（1歳未満）、幼児（1歳から小学校就学の始期まで） （児童福祉法第4条、第39条） 市町村の保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する義務がある（児童福祉法第24条）
5	設置者	国、地方公共団体、学校法人等（学校教育法第2乗、第102条）設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々の必要（学校教育法第4条、106条）	地方公共団体、社会福祉法人等（児童福祉法第35条）
6	基準・運営の基準	学校教育法施行規則第74条～77条 幼稚園設置基準（学校教育法第3条）	児童福祉施設最低基準（省令） （児童福祉法第45条）
7	入園・入所の手続き	就園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による	保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市町村に申し込む
8	入園・入所及び退園・退所の時期	通常は学年の始め（4月）学年の終わり（3月）である。 満3歳の誕生日から入園できる	保育に欠ける状況が発生したとき （入所時）保育に欠ける状況が消滅したとき （退所時） （年度途中、臨時入退所）
9	学級編成	同一学年の乳児で学級編成をすることを原則とする（幼稚園設置基準第4条）	学級編成について特に規定はない
10	教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領（文部科学省告示） （学校教育法第79条、学校教育法施行規則76条）	保育所保育指針（通知） （児童福祉施設最低基準第35条）
11	ねらい・内容	幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で示している	・子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と生命と保持及び情緒の安定にかかわる基礎的な事項で示している。 ・3歳未満児については、基礎的な事項及び5領域で一括して示している。
12	目標	（1）健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 （2）人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 （3）自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 （4）日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。 （5）多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 （幼稚園教育要領）	（ア）十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保育及び情緒の安定を図ること。 （イ）健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。 （ウ）人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。 （エ）自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。 （オ）生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んだり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。 （カ）様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。 （保育所保育指針）
13	保護者の負担	設置者の定める入園領、保育領等を納める（家庭の職特に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている）	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設置された保育料を納める。
14	教員・保育士の資格	幼稚園教諭免許状 専修（大学院修了）、一種（大学卒）、二種（短大卒など） （教職員免許法）	保育士資格証明書 （児童福祉法施行規則第13条）